

船舶インシデント調査報告書

平成30年8月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|-------------|---|
| インシデント種類 | 運航不能（燃料供給不能） |
| 発生日時 | 平成30年1月10日 10時23分ごろ |
| 発生場所 | 三重県志摩市間崎漁港南方沖 間崎港東防波堤灯台から真方位162° 1,400m付近 （概位 北緯34° 16.3′ 東経136° 48.8′） |
| インシデントの概要 | 旅客船おくしまは、航行中、主機が停止し、運航不能となった。 |
| インシデント調査の経過 | 平成30年1月10日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済 |
| 事実情報 | |
| 船種船名、総トン数 | 旅客船 おくしま、19トン |
| 船舶番号、船舶所有者等 | 243-24081三重、志摩マリンレジャー株式会社 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長、一級小型・特定 |
| 負傷者 | なし |
| 損傷 | なし |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m |
| インシデントの経過 | <p>本船は、船長1人が乗り組み、旅客3人を乗せ、志摩市賢島^{かしこしま}に向けて間崎漁港南方沖を航行中、平成30年1月10日10時23分ごろ主機が停止し、運航不能となった。</p> <p>本船は、機関室に設置された燃料ポンプの軸継手の嵌合部^{かん}が異常摩耗を起し、燃料ポンプのモータの回転力が燃料ポンプに伝わらず、燃料油が主機に供給できなくなっていたことが本インシデント後に判明した。</p> <p>本船は、機関整備業者が、平成29年2月に燃料ポンプを開放し、復旧させた際、軸継手の嵌合状態が不良となっていたことが本インシデント後に判明した。</p> |
| 分析 | 本船は、航行中、燃料ポンプの軸継手の嵌合状態が不良であったことから、軸継手の嵌合部が異常摩耗を起し、燃料ポンプのモータの回転力が燃料ポンプに伝わらず、燃料油が主機に供給できなくなり、主機が停止し、運航不能となったものと考えられる。 |
| 原因 | 本インシデントは、本船が、航行中、燃料ポンプの軸継手の嵌合状態が不良であったため、軸継手の嵌合部が異常摩耗を起し、燃料ポンプのモータの回転力が燃料ポンプに伝わらず、燃料油が主機に供給できなくなり、主機が停止したことにより発生したものと考えられる。 |
| 再発防止策 | 今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 |

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 燃料ポンプは、開放したのち復旧する際に、軸継手の嵌合状態を確認すること。 |
|--|--|